

# 令和8年度 県立津久井浜高等学校不祥事ゼロプログラム

津久井浜高等学校長

津久井浜高等学校は、不祥事を根絶することを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

## 1 策定の方針

- (1) 「県立学校重点課題総点検結果」や「教育委員会リスク一覧」をふまえ、事故不祥事防止に向け実効性・継続性のある取組みを行い、生徒・保護者・県民の信頼を得る。
- (2) 全職員が不祥事を自分自身の問題と捉え、不祥事がどうして起こるのかを常に考え、不祥事を起こさないという規範意識の向上を図る。
- (3) 人権意識の向上が不祥事防止に不可欠であることをふまえ、他者を尊重し、思いやる精神を基本理念とする。
- (4) 公正かつ透明性を保持した私費会計等の業務を行い、会計処理の適正化を図る。

## 2 策定する上での留意事項

- (1) 各部署が不祥事防止研修会を企画し、職員の意識啓発にあたる。
- (2) 事故不祥事が起きやすいタイミングを見計らい、管理職および各グループからの注意喚起を入念に行う。

## 3 目標及び行動計画

### (1) 法令遵守意識の向上（高い規範意識の保持及びわいせつ事案をはじめとする不祥事の根絶、服務規律の徹底）

#### ア 目標

教育公務員としての自覚を新たにし、「神奈川県職員行動指針」に基づいた公務外非行の防止を徹底する。

#### イ 行動計画

- i 教育公務員として、公務内外において常に高い倫理観を持ち、自身の行動を律し、不祥事防止を徹底する。
- ii 年度当初に、「神奈川県職員行動指針」等をもとに、所属職員を対象にした不祥事防止研修を実施する。
- iii 各グループ・教科・学年等の打ち合わせや全体会議を通してコンプライアンス意識の向上を図る。

### (2) 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

#### ア 目標

必要な情報を迅速かつ的確に共有する。また、全ての重要書類において複数でチェックする体制を整える。また、スクールミッションや学校目標の達成に向け、全職員が協力して業務にあたる。

#### イ 行動計画

- i 起案文書の鑑にグループ構成員・関係職員の項目を設けることで、複数体制

で確認し、業務を遂行する意識を向上させる。

- ii 各グループ業務の一斉点検を実施し、所掌する業務の要・不要を精査することで、効率的な業務執行体制を確立させる。
- iii 文書を廃棄する際には必ず記載内容を確認してから裁断することを励行し、重要文書の滅失を防ぐ。また、必要に応じてシュレッダー等の使用を規制する。

### (3) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

#### ア 目標

個人情報保護についての意識と知識を深め、個人情報の漏洩、流出を防止する。

#### イ 行動計画

- i 個人情報を含む書類等は、必ず鍵のかかる場所に保管することを管理職から適宜呼びかけを行う。
- ii 暗号化ファイルサーバの適切な使用等、個人情報を含む電子データの保存場所について再度周知する。
- iii 外部に情報を発信する際は、送信時に複数の職員で確認をするなど、情報の誤発信を未然に防止する。
- iv 定期試験の持ち出しは、原則禁止であり、やむを得ない場合も所定の手続きが必要であることを再度周知徹底するとともに、廃棄・返却等の処理が確実に行われるよう、厳格に管理する。
- v 個人情報の収集は原則禁止とされているため、やむを得ない場合も所定の手続きが必要であることを再度周知徹底するとともに、年度末および収集の必要がなくなり次第速やかに廃棄・削除されるよう、厳格に管理する。

### (4) 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

#### ア 目標

職員各自がわいせつ事案を絶対に起こさないという強い決意を持つとともに、生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の徹底防止に努める。

#### イ 行動計画

- i 啓発資料等を活用した研修を実施し、人権意識の醸成を図る。
- ii 教科準備室等における、外から見えない死角を解消し、密室状態を作らない。また、生徒指導や相談体制は複数の職員若しくは他教員の目の届く場所で行うことを再確認する。
- iii SNS等で生徒との個人的な連絡をとることは禁止されていることを、あらためて職員に周知徹底する。
- iv わいせつ行為の被害にあった生徒の心の傷は一生癒えないということを、常に忘れず自身の行動を律するよう呼びかける。

### (5) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

#### ア 目標

職員各自が人権意識を高め、あらゆるハラスメントの徹底防止に努める。

#### イ 行動計画

- i 啓発資料等を活用した研修を実施し、人権意識の醸成を図る。

- ii 「これくらいなら大丈夫だろう」という意識を捨て、常に自分の言動について注意を怠らないようにする。
- iii ハラスメントが疑われる行動を見たり聞いたりしたときに、速やかに管理職に相談するよう、定期的に職員に呼びかける。
- iv 職場環境の点検・改善を行い、ハラスメントの温床の根絶を目指す。

#### (6) 体罰・不適切な指導の防止

##### ア 目標

生徒の人権擁護を第一に考え、全ての教育活動において体罰ゼロを堅持する。

##### イ 行動計画

- i 体罰防止ガイドラインの周知徹底を図り、常に指導の適切さを振り返るように意識する。
- ii 生徒情報交換会やケース会議を充実させ、特性のある生徒に対する適切できめ細かな指導を実施する。また、生徒の人権相談窓口のより一層の周知、活用を図る。
- iii 体罰や不適切な指導が生徒の健やかな成長の妨げになったり、ゆがんだ人格を形成したりしてしまうことを念頭に置いた指導を心掛ける。

#### (7) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

##### ア 目標

- ・入学者選抜は、受検生の将来を決める極めて重要な業務であるという意識のもと、全作業において緊張感をもって業務にあたる。
- ・実際に起こったミスや事故の情報を共有し、調査書や通知票の作成及び成績処理に係るミスを未然に防止する。

##### イ 行動計画

- i 入学者選抜業務の校内マニュアルを毎年精査・改訂し、全職員による読み合わせや研修を行ったうえ、マニュアルに沿った業務による事故防止を徹底する。  
また、不測の事態が発生した際に、報告、連絡、相談を迅速に行い、組織的に対応することで、影響を最小限に食い止める。
- ii 既存の成績処理や調査書作成マニュアルに甘んずることなく、常に精査・改訂を行い、マニュアルの手順に則った処理を徹底しミスを根絶する。
- iii 大学等の推薦入試に係る業務においては、必ず複数の目で点検し、生徒に受験資格があるかを含め、丁寧に確認し、出願ミスのないように努める。

#### (8) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

##### ア 目標

交通事故を起こさないことはもとより、事故にあわないよう日頃から交通安全の意識を高く持って行動する。

##### イ 行動計画

- i 各種キャンペーンを活用し、飲酒運転の徹底防止や安全運転に対する意識の向上を図る。

- ii 実際の事件事例や、重大な交通違反をした場合の処分内容等について、会議等で確認し、自分の身にも起こりうることを自覚する。

#### (9) 財務事務等の適正執行

##### ア 目標

会計事務の執行を適正に行い、事故の発生を防止する。

##### イ 行動計画

- i 年度当初に私費会計の執行、手順、ルールなどについて全職員を対象とした研修会を実施する。
- ii 月ごとに出入簿を作成することで、ミスがあっても早期発見し善後策を講じることができるようにし、同じ過ちを繰り返さないようにする。
- iii 実際に起きた会計処理に関するミスを共有し、そのミスがどのような結果になるかを理解することで、正確な会計処理の重要性を認識する。

#### (10) その他日常の注意喚起による不祥事防止

- 定期テストの実施や成績処理、入学者選抜期間など、事故が起りやすいタイミングで管理職および所管グループから「不祥事防止」についての注意喚起を行い、意識啓発を行う。
- 教育長通知や報道記事など、不祥事例等の情報はすぐに紹介することで規範意識を高めるとともに、職員の体験談などを紹介しあい、事故不祥事防止を自分のこととしてとらえられるようにする。
- 困ったときや問題を抱えたときに、すぐに管理職や周囲の職員に相談できる、風通しがよく「同僚性」が高い職場づくりを目指す。

- 4 検証 (1) 中間検証 3に規定する行動計画について、事故防止会議や項目ごとの取組を通して10月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は必要な修正を行う。  
(2) 最終検証 3に規定する行動計画について、事故防止会議や項目ごとの取組を通して3月に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。
- 5 実施結果 4(2)の検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめるうえ、教育局行政課の求めに応じ、同課に送付する。また、本校ホームページに掲載する。
- 6 事務局 プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議（企画会議）がこれを行う。